

はじめに

近年、規制緩和や高度情報化、国際化の進展等により、社会経済情勢は大きく変化しています。これにより、多種多様な商品・サービスが様々な方法で提供されるなど、消費者の利便性や選択肢は大きく拡大しています。

しかしその一方で、契約内容や取引内容が複雑化し、消費者が十分に内容を理解することが困難になるなど、消費者被害に陥るリスクも高まっています。高齢者を狙った詐欺まがいの悪質商法や食品表示の問題など、私たちの暮らしの根幹を揺るがすような事案も多発しています。

こうした中、国においては、平成21年9月の消費者庁設立以降、多発する消費者問題に対応するための法整備や、地方消費者行政も含めた体制整備の推進など、消費者の利益を第一に考えた取組が進められております。

本市においては、堺市消費生活条例に基づき、平成23年からの5年間を対象とする堺市消費者基本計画を策定し、市民の消費生活の安定・向上に取り組んでまいりました。

そしてこの度、平成28年度から平成32年度を対象として、取り組むべき消費者施策の基本的方向と内容を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進するため、第2期堺市消費者基本計画を策定いたしました。本計画では、消費者問題へ適切に対処できる消費者を育成する「消費者教育」の推進を重点課題の1つとして掲げました。

今後は、本計画を基に、市民の皆様や関係機関・関係団体の方々との緊密な連携のもと、施策のより一層効果的な推進を図り、市民が安全・安心な消費生活を営むことができる暮らしの実現に全力で取り組んでまいります。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、パブリックコメント等によりご意見をいただいた市民の皆様や関係団体の皆様、並びに多大なご尽力をいただいた堺市消費生活審議会の委員の方々に厚くお礼申し上げます。

平成28年2月

堺市長 竹山 修身